

# インドネシア人看護師・介護福祉士候補者 平成29年度受入れスキーム

## 趣旨・目的等

- 日インドネシア経済連携協定（平成20年7月1日発効）に基づく看護師・介護福祉士候補者等の受入れは、経済活動の連携の強化の観点から、二国間の協定に基づき、公的な枠組みで特例的に行うものである。  
（看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、国内労働市場への影響等を考慮して受入れ最大人数を設定。）
- 候補者の受入れを適正に実施する観点から、我が国においては国際厚生事業団（JICWELS）が唯一のあっせん機関として位置づけられ、これ以外の職業紹介事業者や労働者派遣事業者にあっせんを依頼することはできない。

## 受入れ実績等

平成20年度は208人（看護104人、介護104人）  
 平成22年度は116人（看護39人、介護77人）  
 平成24年度は101人（看護29人、介護72人）  
 平成26年度は187人（看護41人、介護146人）  
 平成28年度は279人（看護46人、介護233人）

平成21年度は362人（看護173人、介護189人）  
 平成23年度は105人（看護47人、介護58人）  
 平成25年度は156人（看護48人、介護108人）  
 平成27年度は278人（看護66人、介護212人）  
 平成29年度は324人（看護29人、介護295人）が入国。

### 看護師コース

（在留期間は最大3年間）

インドネシアの看護師  
+2年間の実務経験

一定の日本語能力を  
有すると認められる者※

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん

日本語研修  
（訪日前6か月間）  
（訪日後6か月間）  
（日本語能力試験  
N5程度以上の者  
のみ入国可）

看護導入研修、就労ガイダンス

病院で雇用契約に基づき就労・研修

- ・看護補助業務に従事
- ・看護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

看護師国家試験の受験（3回まで）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）  
看護師国家試験の受験

看護師として就労  
（在留期間の更新回数に制限なし）

### 介護福祉士コース

（在留期間は最大4年間）

「高等教育機関（3年以上）卒業＋  
インドネシア政府による介護士の認定」又は  
「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

一定の日本語能力を  
有すると認められる者※

雇用契約の締結のためのJICWELSによるあっせん

日本語研修  
（訪日前6か月間）  
（訪日後6か月間）  
（日本語能力試験  
N5程度以上の者  
のみ入国可）

介護導入研修、就労ガイダンス

介護施設で雇用契約に基づき就労・研修

- （3年以上）
- ・介護の専門知識および技術の修得
- ・日本語の継続学習

介護福祉士国家試験の受験（1回）

合格（資格取得）

不合格（資格不取得）

帰国

（短期滞在）  
介護福祉士国家試験の受験

介護福祉士として就労  
（在留期間の更新回数に制限なし）

※ 日本語能力試験N2（旧2級）程度以上の日本語能力がある場合、訪日前後の日本語研修を免除。

訪日前日本語研修開始前約2年の間に日本語能力試験N3又はN4を取得した者については、訪日前の日本語研修を免除。